## 指定更新申請に当たっての留意事項

- 1 申請書類について、当課から受理証明や写しを返送する等の対応はいたしかねます。
- 2 受付確認が必要な場合、簡易書留等の記録の残る郵便等をご利用ください。
- 3 受付期間内に受理した書類について、基準を満たすことが確認できた事業所へ指定有効期間満了日が属する月の下旬に指定書を送付します。
- 4 事業を休止中のまま指定の更新を受けることはできません。休止中の事業所にあっては、事業の再開又は廃止のいずれかを届出てください。
- 5 指定更新の申請書類が共通している複数のサービスの指定を受けている場合、指定有効期間が異なっていても同時に更新申請が可能です(例:児童発達支援の更新申請に合わせて放課後等デイサービスの更新申請を行う等)。
- 6 業務管理体制の整備に関する届出及び障害福祉サービス等情報公表制度の報告状況を併せて確認しますので、これらの届出等が適正に行われているか確認し、届出等を行っていない場合は必要な届出等を速やかに行ってください。
- 7 実務経験証明書について、原本を相模原市へ提出済みの場合は写し(事業所控えの写し)を提出してください。なお、今回の指定更新で初めて提出する場合、原本である必要があります。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - 第41条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年ごとにそれらの 更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
  - ○2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の 満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分が されるまでの間は、なおその効力を有する。
  - ○3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

## 〇 児童福祉法

- 第21条の5の16 第21条の5の3第1項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
  - 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
  - 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。